

発委第 3 号

八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和3年6月7日

提 出 者

議会運営委員会委員長 千 葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

別紙

八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成 23 年八雲町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後		
<p>(議員報酬の減額)</p> <p>第 3 条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="264 898 799 943"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 及び 3 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 5 条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、前 2 条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 公務上の災害等</p> <p>(2) その他議長が認める場合</p>	略	<p>(議員報酬の減額)</p> <p>第 3 条 議員が傷病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の事由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="871 898 1406 943"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 及び 3 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 5 条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、前 2 条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 公務上の災害等</p> <p>(2) 出産</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合</p> <p>(4) その他議長が認める場合</p>	略
略			
略			
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。